平成２１年（フ）第３０９号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番７－203号
債務者　森島三枝子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番７－203号
債務者　森島　久実
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
奈良県大和高田市日之出西本町１番８号
債務者　加藤美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
奈良県北葛城郡王寺町元町１丁目１番30－Ｂ１号
債務者　福貴田　康
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
奈良県北葛城郡王寺町元町１丁目１番30－Ｂ１号
債務者　福貴田奈津
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１－Ｃ113号室
債務者　野島　直枝
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
函館市湯川町３丁目11番18号
債務者　松井　史子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１６７６号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地　大森西住宅４棟106号
債務者　松下　佳弘
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８号
広島県庄原市東城町川東180番地
債務者　田副　光子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３３８号
北海道旭川市東光８条４丁目３番６号
債務者　野村　宏幸
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４９号
北海道旭川市大町２条９丁目173番地の36希望ハイツＡ号
債務者　眞宮　千乃（旧姓初貝・五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３号
北海道雨竜郡沼田町緑町１番60号
債務者　山田　康子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６７号
北海道富良野市幸町８番40号左上
債務者　文馬　道子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７０号
北海道旭川市永山１条20丁目６番16号　マリンハイツ205号室
債務者　山崎ケイコ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７２号
北海道旭川市東旭川南２条２丁目３番８号
債務者　白鳥　秀明
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産廃止

平成９年（フ）第２３１号
滋賀県大津市大江２丁目17番30号
破産者　大倉産業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
大津地方裁判所民事部